

海幕厚第117号  
令和3年5月6日

各部隊の長  
各機関の長 殿

海上幕僚監部人事教育部長  
(公印省略)

訓練招集部隊等における予備自衛官手当及び訓練招集手当又は教育訓練招集部隊等における教育訓練招集手当の支給事務手続について（通知）

標記について下記のとおり通知する。

なお、訓練招集部隊等における予備自衛官手当及び訓練招集手当又は教育訓練招集部隊等における教育訓練招集手当の支給について（通知）（海幕厚第499号。28. 12. 2）は廃止する。

#### 記

#### 1 用語の意義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### (1) 担当地方協力本部

海上自衛隊の予備自衛官又は予備自衛官補が居住する市町村の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部をいう。

##### (2) 訓練招集部隊等

訓練招集命令により、海上自衛隊の予備自衛官が出頭して訓練を受ける海上自衛隊の部隊及び機関をいう。

##### (3) 教育訓練招集部隊等

教育訓練招集命令により、海上自衛隊の予備自衛官補が出頭して教育訓練を受ける海上自衛隊の部隊及び機関をいう。

##### (4) 訓練招集部隊等の資金前渡官吏

訓練招集部隊等の属する俸給支給機関を所掌範囲とする資金前渡官吏（分任資金前渡官吏を含む。）をいう。

##### (5) 教育訓練招集部隊等の資金前渡官吏

教育訓練招集部隊等の属する俸給支給機関を所掌範囲とする資金前渡官吏（分任資金前渡官吏を含む。）をいう。

(6) 予備自衛官手当等

予備自衛官手当、訓練招集手当をいう。

(7) 人給システム

人事記録に関する達（令和元年海上自衛隊達第18号）第3条第2項に規定する防衛省人事・給与情報システムのことをいう。

2 予備自衛官勤務状況通知書等の作成

予備自衛官勤務状況通知書、予備自衛官給与簿、予備自衛官給与支給調書、予備自衛官補勤務状況通知書、予備自衛官補給与簿及び予備自衛官補給与支給調書は、人給システムによって作成するものとする。

3 予備自衛官手当等の支給事務手続

(1) 勤務状況の通知

訓練招集部隊等の長は、海上自衛隊の予備自衛官の招集手続に関する達（昭和46年海上自衛隊達第12号）第15条に規定する訓練招集者名簿に基づいて訓練招集手当の支給に関する予備自衛官勤務状況通知書を作成し、訓練招集者名簿とともに、速やかに訓練招集部隊等の資金前渡官吏に送付するものとする。

(2) 訓練招集部隊の資金前渡官吏における支給事務

ア 予備自衛官給与簿は、担当地方協力本部の資金前渡官吏から、あらかじめ訓練招集部隊等の資金前渡官吏に送付される。

イ 訓練招集部隊等の資金前渡官吏は、本号アにより送付を受けた予備自衛官給与簿に所要事項を記入の後、担当地方協力本部ごとに予備自衛官給与支給調書を作成する。

ウ 予備自衛官手当等の支給における文書処理は次による。

(ア) 現金支給の場合

印刷した予備自衛官給与支給調書1部に、予備自衛官手当等の支給を受けた予備自衛官がその旨を示した後、当該予備自衛官支給調書を正本として保管する。

(イ) 預金又は貯金の口座への振込み（以下「振込み」という。）の場合

国庫金振込請求書等振込みに係る文書を予備自衛官給与支給調書に添付する。

エ 訓練招集部隊等の資金前渡官吏は、予備自衛官手当等の支給終了を確認後、予備自衛官給与簿に予備自衛官給与支給調書副本を添えて、担当地方協力本部の資金前渡官吏に送付するものとする。

オ 訓練招集部隊等の資金前渡官吏は、担当地方協力本部の資金前渡官吏から送付を受けた予備自衛官給与簿登載者のうち、訓練招集に応じなかった者について

ては、本号の規定にかかわらず、当該給与簿の備考欄に、その旨記入の後、担当地方協力本部の資金前渡官吏に返送するものとする。

#### 4 教育訓練招集手当の支給事務手続

##### (1) 勤務状況の通知

教育訓練招集部隊等の長は、海上自衛隊の予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する達（平成28年海上自衛隊達第19号）第6条に規定する教育訓練招集者名簿に基づいて教育訓練招集手当の支給に関する予備自衛官補勤務状況通知書を作成し、教育訓練招集者名簿とともに、教育訓練招集部隊等の資金前渡官吏に送付するものとする。

##### (2) 教育訓練招集部隊等の資金前渡官吏における支給事務

ア 予備自衛官補給与簿は、担当地方協力本部の資金前渡官吏から、あらかじめ教育訓練招集部隊等の資金前渡官吏に送付される。

イ 教育訓練招集部隊等の資金前渡官吏は、本号アにより送付を受けた予備自衛官補給与簿に所要の事項を記入した後、担当地方協力本部ごとに予備自衛官補給与支給調書を作成する。

ウ 教育訓練招集手当の支給における文書処理は、前項第2号ウに準じて行うものとする。

エ 教育訓練招集部隊等の資金前渡官吏は、教育訓練招集手当の支給終了を確認後、予備自衛官補給与簿に予備自衛官補給与支給調書副本を添えて、担当地方協力本部の資金前渡官吏に送付するものとする。

オ 担当地方協力本部の資金前渡官吏から送付を受けた予備自衛官補給与簿登載者のうち、教育訓練招集に応じなかった者に関する手続については、前項第2号オに準ずるものとする。